

公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、公立大学法人島根県立大学契約事務取扱規程第4条の規定により公告する。

令和4年8月17日

公立大学法人 島根県立大学
理事長 清原 正義

1 入札に付する事項

(1) 業務名及び数量

令和4年度 公立大学法人島根県立大学松江キャンパス
大講義室映像音響機器更新業務 一式

(2) 案件の仕様等

入札参加説明書による。

(3) 納入期限

令和5年3月31日（金）

(4) 履行場所

島根県松江市浜乃木7-24-2 島根県立大学松江キャンパス

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

入札に加わろうとするものについては次の（１）から（８）全てに該当するものでなければならない。

(1) 公立大学法人島根県立大学契約事務取扱規程第 3 条第 1 項の規定に該当しないものであること。

(2) 公立大学法人島根県立大学契約事務取扱規程第 3 条第 2 項の各号のいずれかに該当すると認められるもので、その事実があった後 2 年を経過しないものでないこと。

（そのものを代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用するものを含む）

(3) 島根県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと又は納税義務がないこと。

(4) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札において指名停止の措置を受け、その措置の期間が満了していないものでないこと。

(5) 「令和 4 年から 6 年までの島根県物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格者名簿」

の営業種目の大分類「文具・事務用機器類」中分類「情報処理機器」、または、大分類「機械器具類」中分類「電気通信機器」に登録された者であること。

(参考)

http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/bid/info/buppin_shinsei/bupin_nyusatu_sanka_meibo.html

- (6) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。
- (7) 島根県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (8) 指定期日までに別に定める入札参加資格審査申請書等提出書類一式を提出し、入札参加資格の審査を受けた者。

3 入札手続等

- (1) 担当部局（本入札に関する問い合わせ先）

〒690-0044 島根県松江市浜乃木7-24-2

公立大学法人島根県立大学松江キャンパス 管理課

電話 0852-26-5525 FAX 0852-21-8150

- (2) 入札配布書類一式の配布期間及び場所

入札参加説明書等を含む一般競争入札配布書類一式（以下、「配布書類一式」という。）は、公告日より令和4年8月24日（水）までの間に（1）の担当部局で配布する。配布時間は、午前9時から午前12時、午後1時から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日は除く。なお、入札説明会は実施しない。

なお、本入札に必要な入札説明書を閲覧及び受領するためには、別紙「守秘義務の遵守に関する誓約書」を印刷し、必要事項を記載の上提出すること

- (3) 入札参加資格審査申請書等提出書類一式の提出期間及び提出場所

公告日より令和4年8月24日（水）までの間に（1）の担当部局に持参若しくは郵送すること。受付時間は、午前9時から午前12時、午後1時から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日は除く。

4 入札の日時及び場所

- (1) 日時

令和4年9月1日（木）午前10時00分

- (2) 場所

公立大学法人島根県立大学松江キャンパス管理棟2階中会議室

- (3) その他

郵便による入札は認めない。

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本通貨とする。

(2) 入札保証金

徴収しない。ただし、落札者が契約を締結しない場合は当該落札者が積算した契約金額の100分の10に相当する金額を損害賠償金として支払わなければならない。

(3) 契約保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、公立大学法人島根県立大学契約事務取扱規程第26条の各号に該当する場合は免除する。

なお、契約保証金の免除に関する誓約書の提出があった場合は、同規則第26条(7)に該当するものとする。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のないものが入札したとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他公立大学法人島根県立大学契約事務取扱規程第10条に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要する。

(6) 落札者の決定方法

4 の日時において入札後直ちに開札を行う。

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。入札は3回まで実施する。

落札となるべき価格をもって入札した者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者又は当該入札者が開札に立ち会っていないときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

(7) その他

公立大学法人島根県立大学契約事務取扱規程を承知のうえ、入札に参加すること。

令和 年 月 日

住所又は所在地
氏名又は商号
代表者氏名
担当者名

第1条 (守秘義務)

- 1 本誓約書において情報とは、本学から開示又は提供される本競争入札に関する書面、電子媒体、口頭によるものを問わない一切の情報をいう。
- 2 前項に関わらず、次の各号のいずれかに該当する情報は含まれないものとする。
 - (1) 本学から開示又は提供された時点で既に公知となっていた情報。
 - (2) 本学から開示又は提供された後、当社の責に帰すべき事由によらず公知となった情報。
 - (3) 本学から開示又は提供された時点で、既に当社が保有していた情報。
 - (4) 正当な権限を有する第三者から開示又は提供された情報。
 - (5) 本学が秘密保持義務を課すことなく当社又は第三者に開示又は提供した情報。
 - (6) 法令又は行政機関の要請に基づいて開示又は提供された情報。
- 3 当社および当社の役員・従業員は、情報について厳に秘密を保持し、本学の書面による同意なくして第三者にこれを開示又は漏洩してはならないものとする。
- 4 当社および役員・従業員は、自己の保有する財産的情報と同一の注意をもって、情報を管理し取り扱うものとする。
- 5 当社は、本学の書面による同意を得て、必要な範囲で弁護士、会計士等（以下「被開示者」という。）に情報を開示することができるものとする。但し、当社及び本学は被開示者が法令に基づく秘密保持義務を負っていないときには、本誓約書におけるものと同等の秘密保持義務を負わせるものとする。
- 6 本条の他の規定に関わらず、当社は、法令、裁判所の決定・命令、行政庁の命令において求められる限度において情報を開示することができ、開示したことに関して本学に対して何ら賠償責任その他の法的責任を負わないものとする。

- 7 当社は、情報の漏洩の事実またはそのおそれを知ったときは、直ちに本学に報告し、損害が拡大しないよう努めるものとする。

第2条（有効期間）

本誓約書の義務は、本競争入札への応募後も有効に存続するものとする。

第3条（損害賠償）

万一、当社が第1条の守秘義務に違反して、本学または第三者に損害を被らせたときは、当社はその損害を賠償するものとする。

第4条（協議等）

- 1 本誓約書に定めなき事項及び本誓約書の各条項に関する疑義が生じた場合は、当社は、信義誠実の原則に基づいて本学と協議し、解決を図るものとする。
- 2 本誓約書に関連して生じた一切の紛争に関して、前項の協議不調の場合には松江地方裁判所のみをもって第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。
- 3 本誓約書は、日本法を準拠法として解釈されるものとすることに合意する。